

三級	助役の職務
四級	課長代理の職務
五級	課長の職務
六級	部長の職務

別表第三の二を削る。

別表第四中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準的な」を「基準となる」に、「医療業務を行う」を「課長代理の」に、「相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う」を「課長の」に、「高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う」を「部長の」に改める。

別表第六中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準的な」を「基準となる」に、「保健師」を「主事」に、「又はこれに準ずる」を「の」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八（第三条関係）

交通局企業職員給料表(二)級別資格基準表

職種	職務の級			
	四級	三級	二級	一級
電車運輸	七年以上	三年以上	九年以上	〇年以上
運輸技術				
運輸業務				

備考

- 一 この表における職務の級に掲げる年数は、下位級における必要在職年数を示す。
- 二 採用前にその職務について有用な経験を有する場合は、別に定める基準により算出された年数を、都における経験年数とみなすことができる。
- 三 前二号に定めるもののほか、資格基準に関する経過措置については、別に定める。

四 管理職選考の合格者を職務の級五級に決定するために必要な経験年数は、別に定める。

別表第九を次のように改める。

別表第九（第三条関係）

交通局企業職員給料表(二)の二級別資格基準表

職種	職務の級			
	四級	三級	二級	一級
自動車運輸	七年以上	三年以上	九年以上	〇年以上
運輸技術				
運輸業務				

備考

- 一 この表における職務の級に掲げる年数は、下位級における必要在職年数を示す。
- 二 採用前にその職務について有用な経験を有する場合は、別に定める基準により算出された年数を、都における経験年数とみなすことができる。
- 三 前二号に定めるもののほか、資格基準に関する経過措置については、別に定める。

四 管理職選考の合格者を職務の級五級に決定するために必要な経験年数は、別に定める。

別表第九の二を削る。

別表第十五中「交通局企業職員給料表(三)」を「交通局企業職員給料表(二)」に改める。

別表第十五の二中「交通局企業職員給料表(三)の二」を「交通局企業職員給料表(二)の二」に改める。

別表第十九中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第二十の項及びハの項を次のように改める。

ロ 東京都交通局企業職員給料表(二)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	5	1	1
2	1	6	1	1
3	1	7	1	1
4	1	8	1	1
5	1	9	1	1
6	1	10	1	1
7	1	11	1	1
8	1	12	1	1
9	1	13	1	1
10	1	14	2	1
11	1	15	3	1
12	1	16	4	1
13	1	17	5	1
14	1	18	6	1
15	1	19	7	1
16	1	20	8	1
17	1	21	9	1
18	1	22	10	1
19	1	23	11	1
20	1	24	12	1
21	1	25	13	1
22	1	26	14	2
23	1	27	15	3
24	1	28	16	4
25	1	29	17	5
26	1	30	18	6
27	1	31	19	7
28	1	32	20	8
29	1	33	21	9
30	1	34	22	10
31	1	35	23	11
32	1	36	24	12
33	1	37	25	13
34	1	38	26	14
35	1	39	27	15
36	1	40	28	16
37	1	41	29	17
38	1	42	30	18
39	1	43	31	19
40	1	44	32	20
41	1	45	33	21
42	2	46	34	22
43	3	47	35	23
44	4	48	36	24
45	5	49	37	25
46	6	49	37	26
47	7	50	38	27
48	8	50	38	28
49	9	51	39	29
50	10	51	39	30
51	11	52	40	31
52	12	52	40	32
53	13	53	41	33
54	14	54	42	33
55	15	55	43	34
56	16	56	44	34
57	17	57	45	35
58	18	58	45	35
59	19	59	46	36
60	20	60	46	36
61	21	61	47	37
62	22	62	47	38
63	23	63	48	39
64	24	64	48	40

65	25	65	49	41
66	26	66	50	42
67	27	67	51	43
68	28	68	52	44
69	29	69	53	45
70	30	70	53	45
71	31	71	54	45
72	32	72	54	46
73	33	73	55	46
74	34	73	55	46
75	35	74	56	47
76	36	74	56	47
77	37	75	57	47
78	38	75	57	48
79	39	76	58	48
80	40	76	58	48
81	41	77	59	49
82	42	78	59	49
83	43	79	60	49
84	44	80	60	49
85	45	81	61	50
86	46	81	61	50
87	47	82	61	50
88	48	82	61	50
89	49	83	62	51
90	49	83	62	51
91	50	84	62	51
92	50	84	62	51
93	51	85	63	52
94	51	85	63	52
95	52	86	63	52
96	52	86	63	52
97	53	87	64	53
98	54	87	64	53
99	55	88	64	53
100	56	88	64	53
101	57	89	65	53
102	58	89	65	54
103	59	90	65	54
104	60	90	65	54
105	61	91	66	54
106	62	91	66	54
107	63	92	66	55
108	64	92	66	55
109	65	93	67	55
110	66	94	67	55
111	67	95	67	55
112	68	96	67	56
113	69	97	68	56
114	70	98	68	56
115	71	99	68	56
116	72	100	68	56
117	73	101	69	57
118	73	101	69	57
119	74	102	69	57
120	74	102	69	57
121	75	103	70	58
122	75	103	70	58
123	76	104	70	58
124	76	104	70	58
125	77	105	71	59
126	77	106	71	59
127	78	107	71	59
128	78	108	71	59
129	79	109	72	60
130	79	110		60
131	80	111		60

132	80	112		60
133	81	113		61
134	81	114		61
135	82	115		61
136	82	116		62
137	83	117		62
138	83	118		62
139	84	119		63
140	84	120		63
141	85	121		63
142	85	122		
143	86	123		
144	86	124		
145	87	125		
146	87	126		
147	88	127		
148	88	128		
149	89	129		
150	90			
151	91			
152	92			
153	93			
154	94			
155	95			
156	96			
157	97			
158	98			
159	99			
160	100			
161	101			
162	102			
163	103			
164	104			
165	105			

## ハ 東京都交通局企業職員給料表(二)の二

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	2	1
11	1	3	3	1
12	1	4	4	1
13	1	5	5	1
14	1	6	6	1
15	1	7	7	1
16	1	8	8	1
17	1	9	9	1
18	1	10	10	1
19	1	11	11	1
20	1	12	12	1
21	1	13	13	1
22	1	14	14	2
23	1	15	15	3
24	1	16	16	4
25	1	17	17	5
26	1	18	18	6
27	1	19	19	7
28	1	20	20	8
29	1	21	21	9
30	1	22	22	10
31	1	23	23	11
32	1	24	24	12
33	1	25	25	13
34	1	26	26	14
35	1	27	27	15
36	1	28	28	16
37	1	29	29	17
38	1	30	30	18
39	1	31	31	19
40	1	32	32	20
41	1	33	33	21
42	2	33	34	22
43	3	34	35	23
44	4	34	36	24
45	5	35	37	25
46	6	35	37	26
47	7	36	38	27
48	8	36	38	28
49	9	37	39	29
50	10	38	39	30
51	11	39	40	31
52	12	40	40	32
53	13	41	41	33
54	14	42	42	33
55	15	43	43	34
56	16	44	44	34
57	17	45	45	35
58	18	46	45	35
59	19	47	46	36
60	20	48	46	36
61	21	49	47	37
62	22	49	47	38
63	23	50	48	39
64	24	50	48	40

65	25	51	49	41
66	26	51	50	42
67	27	52	51	43
68	28	52	52	44
69	29	53	53	45
70	29	54	53	45
71	30	55	54	45
72	30	56	54	46
73	31	57	55	46
74	31	57	55	46
75	32	58	56	47
76	32	58	56	47
77	33	59	57	47
78	34	59	57	48
79	35	60	58	48
80	36	60	58	48
81	37	61	59	49
82	38	61	59	49
83	39	62	60	49
84	40	62	60	49
85	41	63	61	50
86	42	63	61	50
87	43	64	61	50
88	44	64	61	50
89	45	65	62	51
90	46	65	62	51
91	47	65	62	51
92	48	66	62	51
93	49	66	63	52
94	50	66	63	52
95	51	67	63	52
96	52	67	63	52
97	53	67	64	53
98	54	68	64	53
99	55	68	64	53
100	56	68	64	53
101	57	69	65	53
102	58	69	65	54
103	59	69	65	54
104	60	70	65	54
105	61	70	66	54
106	61	70	66	54
107	62	71	66	55
108	62	71	66	55
109	63	71	67	55
110	63	72	67	55
111	64	72	67	55
112	64	72	67	56
113	65	73	68	56
114	66	73	68	56
115	67	73	68	56
116	68	73	68	56
117	69	74	69	57
118	69	74	69	57
119	70	74	69	57
120	70	74	69	57
121	71	75	70	58
122	71	75	70	58
123	72	75	70	58
124	72	75	70	58
125	73	76	71	59
126	73	76	71	59
127	73	76	71	59
128	74	76	71	59
129	74	77	72	60
130	74	77		60
131	75	77		60

132	75	78		60
133	75	78		61
134	76	78		61
135	76	79		61
136	76	79		62
137	77	79		62
138	77	80		62
139	78	80		63
140	78	80		63
141	79	81		63
142	79			
143	80			
144	80			
145	81			
146	81			
147	82			
148	82			
149	83			
150	83			
151	84			
152	84			
153	85			
154	85			
155	86			
156	86			
157	87			
158	87			
159	88			
160	88			
161	89			
162	89			
163	90			
164	90			
165	91			

別表第二十八の二の項を削る。  
別表第二十一中「五級」の下に、「交通局企業職員給料表(二)六級及び交通局企業職員給料表(二)の二 六級」を加える。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### (切替日の昇格者の号給の切替え)

2 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属する職務の級（以下「旧級」という。）が東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十八年交通局規程第五十四号。以下「改正後の給料規程」という。）附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級のうち、交通局企業職員給料表(二)の一級又は二級である職員を切替日に交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)の二三級へ昇格させた場合におけるその者の号給は、切替日の前日においてその者が属する職務の級及び号給に対応する附則別表に定める号給とする。

##### (切替日の降格者の号給の切替え)

3 旧級が改正後の給料規程附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級である職員を切替日に降格させた場合におけるその者の号給は、切替日の前日における号給に対応する改正後の給料規程附則別表第二の新号給欄の号給を、切替日の前日における号給とみなしてこの規程による改正後の東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十二条第一項の規定を適用した場合の号給に対応する号給とする。

##### (切替日の異動者の号給の切替え)

4 改正後の給料規程附則第九項に規定する「その他別に定める事由」とは、旧級が改正後の給料規程附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級のうち、交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)の二に属する職員を切替日に交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)の二三級へ異動させた場合をいい、当該事由が生じた職員の切替日における号給は、職員部長が別に定める。

5 切替日前に給料表の適用を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員

の切替日における号給については、その者が切替日において給料表の適用を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

6 東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成十九年交通局規程第二十号）の一部を次のように改正する。  
附則別表を次のように改める。



附則別表 昇格時号給対応表(附則第3項関係)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	1	6	2	1
11	1	7	3	1
12	1	8	4	1
13	1	9	5	1
14	1	10	6	1
15	1	11	7	1
16	1	12	8	1
17	1	13	9	1
18	1	14	10	1
19	1	15	11	1
20	1	16	12	1
21	1	17	13	1
22	1	18	14	2
23	1	19	15	3
24	1	20	16	4
25	1	21	17	5
26	1	22	18	6
27	1	23	19	7
28	1	24	20	8
29	1	25	21	9
30	1	26	22	10
31	1	27	23	11
32	1	28	24	12
33	1	29	25	13
34	1	30	26	14
35	1	31	27	15
36	1	32	28	16
37	1	33	29	17
38	1	34	30	18
39	1	35	31	19
40	1	36	32	20
41	1	37	33	21
42	1	37	34	22
43	1	38	35	23
44	1	38	36	24
45	1	39	37	25
46	2	39	37	26
47	3	40	38	27
48	4	40	38	28
49	5	41	39	29
50	6	42	39	30
51	7	43	40	31
52	8	44	40	32
53	9	45	41	33
54	10	46	42	33
55	11	47	43	34
56	12	48	44	34
57	13	49	45	35
58	14	50	45	35
59	15	51	46	36
60	16	52	46	36
61	17	53	47	37
62	18	54	47	38
63	19	55	48	39
64	20	56	48	40

65	21	57	49	41
66	22	57	50	42
67	23	58	51	43
68	24	58	52	44
69	25	59	53	45
70	26	59	53	45
71	27	60	54	45
72	28	60	54	46
73	29	61	55	46
74	30	62	55	46
75	31	63	56	47
76	32	64	56	47
77	33	65	57	47
78	34	65	57	48
79	35	66	58	48
80	36	66	58	48
81	37	67	59	49
82	38	67	59	49
83	39	68	60	49
84	40	68	60	49
85	41	69	61	50
86	42	69	61	50
87	43	70	61	50
88	44	70	61	50
89	45	71	62	51
90	46	71	62	51
91	47	72	62	51
92	48	72	62	51
93	49	73	63	52
94	50	73	63	52
95	51	73	63	52
96	52	74	63	52
97	53	74	64	53
98	54	74	64	53
99	55	75	64	53
100	56	75	64	53
101	57	75	65	53
102	58	76	65	54
103	59	76	65	54
104	60	76	65	54
105	61	77	66	54
106	62	77	66	54
107	63	77	66	55
108	64	78	66	55
109	65	78	67	55
110	65	78	67	55
111	66	79	67	55
112	66	79	67	56
113	67	79	68	56
114	67	80	68	56
115	68	80	68	56
116	68	80	68	56
117	69	81	69	57
118	69	81	69	57
119	70	82	69	57
120	70	82	69	57
121	71	83	70	58
122	71	83	70	58
123	72	84	70	58
124	72	84	70	58
125	73	85	71	59
126	73	85	71	59
127	74	85	71	59
128	74	86	71	59
129	75	86	72	60
130	75	86		60
131	76	87		60

132	76	87		60
133	77	87		61
134	77	88		61
135	78	88		61
136	78	88		62
137	79	89		62
138	79	89		62
139	80	90		63
140	80	90		63
141	81	91		63
142	81	91		
143	82	92		
144	82	92		
145	83	93		
146	83	94		
147	84	95		
148	84	96		
149	85	97		
150	85	97		
151	86	98		
152	86	98		
153	87	99		
154	87	99		
155	88	100		
156	88	100		
157	89	101		
158	89	101		
159	90	102		
160	90	102		
161	91	103		
162	91	103		
163	92	104		
164	92	104		
165	93	105		
166	93	106		
167	94	107		
168	94	108		
169	95	109		
170	95			
171	96			
172	96			
173	97			
174	98			
175	99			
176	100			
177	101			
178	101			
179	102			
180	102			
181	103			
182	103			
183	104			
184	104			
185	105			

(経過措置)

7 この規程の施行の前日に人事委員会の行う能力認定に合格した職員に関する改正後の規程第二十四条の適用については、採用試験又は採用選考に合格したものとみなす。

附則別表（附則第二項関係）  
切替日の昇格者の号給の切替表

イ 交通局企業職員給料表(二) 1級又は2級から交通局企業職員給料表(二) 3級に切り替わる職員の新号給

旧号給	旧級	
	1級	2級
1	1	3
2	1	4
3	1	5
4	1	6
5	1	7
6	1	8
7	1	9
8	1	10
9	1	11
10	1	12
11	1	13
12	1	14
13	1	15
14	1	16
15	1	17
16	1	18
17	1	19
18	1	20
19	1	21
20	1	22
21	1	23
22	1	24
23	1	25
24	1	26
25	1	27
26	1	28
27	2	29
28	3	30
29	4	31
30	5	32
31	6	33
32	7	34
33	9	35
34	10	36
35	11	37
36	12	38
37	13	39
38	14	40
39	15	41
40	16	42
41	17	43
42	18	44
43	19	45
44	20	46
45	21	47
46	22	48
47	23	49
48	24	50
49	25	51
50	26	52

旧号給	旧級	
	1級	2級
51	27	53
52	28	54
53	28	55
54	29	56
55	30	57
56	31	58
57	32	59
58	33	60
59	34	61
60	35	62
61	36	63
62	37	64
63	38	65
64	39	66
65	40	67
66	41	68
67	42	69
68	43	70
69	44	71
70	46	72
71	47	73
72	48	74
73	49	75
74	50	76
75	51	77
76	52	78
77	52	79
78	52	80
79	52	81
80	53	82
81	53	83
82	53	84
83	54	85
84	54	86
85	54	87
86	54	88
87	55	89
88	56	90
89	57	91
90	57	92
91	58	93
92	59	94
93	59	95
94	60	96
95	60	97
96	61	98
97	62	99
98	63	100
99	63	101
100	64	102

旧号給	旧級	
	1級	2級
101	65	103
102	66	104
103	67	105
104	68	106
105	69	107
106	70	108
107	71	109
108	72	110
109	73	111
110	73	112
111	74	113
112	74	114
113	75	115
114	75	116
115	76	117
116	76	118
117	77	119
118	77	120
119	77	121
120	77	122
121	78	123
122	78	124
123	78	125
124	78	126
125	79	127
126	79	128
127	79	129
128	79	129
129	80	129
130	80	
131	80	
132	80	
133	81	
134	81	
135	81	
136	82	
137	82	
138	82	
139	83	
140	83	
141	83	
142	84	
143	84	
144	84	
145	85	
146	85	
147	85	
148	86	
149	86	
150	86	

旧号給	旧級	
	1級	2級
151	87	
152	87	
153	87	

ロ 交通局企業職員給料表(二) 1級又は2級から交通局企業職員給料表(二)の二3級に切り替わる職員の新号給

旧号給	旧級	
	1級	2級
1	1	3
2	1	4
3	1	5
4	1	6
5	1	7
6	1	8
7	1	9
8	1	10
9	1	11
10	1	12
11	1	13
12	1	14
13	1	15
14	1	16
15	1	17
16	1	18
17	1	19
18	1	20
19	1	21
20	1	22
21	1	23
22	1	24
23	1	25
24	1	26
25	1	27
26	1	28
27	2	29
28	3	30
29	4	31
30	5	32
31	6	33
32	7	34
33	9	35
34	10	36
35	11	37
36	12	38
37	13	39
38	14	40
39	15	41
40	16	42
41	17	43
42	18	44
43	19	45
44	20	46
45	21	47
46	22	48
47	23	49
48	24	50
49	25	51
50	26	52

旧号給	旧級	
	1級	2級
51	27	53
52	28	54
53	28	55
54	29	56
55	30	57
56	31	58
57	32	59
58	33	60
59	34	61
60	35	62
61	36	63
62	37	64
63	38	65
64	39	66
65	40	67
66	41	68
67	42	69
68	43	70
69	44	71
70	46	72
71	47	73
72	48	74
73	49	75
74	50	76
75	51	77
76	52	78
77	52	79
78	52	80
79	52	81
80	53	82
81	53	83
82	53	84
83	54	85
84	54	86
85	54	87
86	54	88
87	55	89
88	56	90
89	57	91
90	57	92
91	58	93
92	59	94
93	59	95
94	60	96
95	60	97
96	61	98
97	62	99
98	63	100
99	63	101
100	64	102

旧号給	旧級	
	1級	2級
101	65	103
102	66	104
103	67	105
104	68	106
105	69	107
106	70	108
107	71	109
108	72	110
109	73	111
110	73	112
111	74	113
112	74	114
113	75	115
114	75	116
115	76	117
116	76	118
117	77	119
118	77	120
119	77	121
120	77	122
121	78	123
122	78	124
123	78	125
124	78	126
125	79	127
126	79	128
127	79	129
128	79	129
129	80	129
130	80	
131	80	
132	80	
133	81	
134	81	
135	81	
136	82	
137	82	
138	82	
139	83	
140	83	
141	83	
142	84	
143	84	
144	84	
145	85	
146	85	
147	85	
148	86	
149	86	
150	86	

旧号給	旧級	
	1級	2級
151	87	
152	87	
153	87	

●交通局規程第五十六号

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

管理職手当に関する規程(昭和四十一年交通局規程第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「標準的な職務の職又はこれに相当する職」を「基準となる職又は給与規程別表第二交通局企業職員給料表(二)若しくは別表第二の二交通局企業職員給料表(二)の二の職務の級が六級である職」に、

総務課長

区分六

を

総務課長及び東京都交通局統括課長、主任及び助役の職の指定等に関する規程(昭和六十一年交通局規程第三十六号)第三条の規定により指定する統括課長の職

区分六

に、

課長(総務課長を除く。)  
健康管理副参事医

区分七(局長が別に定めるものについては区分六又は区分十二)

を

課長(総務課長及び統括課長を除く。)  
健康管理副参事医

区分七(局長が別に定めるものについては区分六又は区分十二)

に、

駅務管理所

所長

を

駅務管区

管区長

に、

工務事務所

所長

を

工務事務所

所長

に、

地下鉄改良工事事務所

所長

を

保線事務所

所長

を

保線管理所

所長

に改める。

別表第二及び別表第三中「又は交通局企業職員給料表(二)」を「、交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)の二」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十七号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程(昭和四十九年交通局規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

職員の区分	割 合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
第二条に掲げる職員のうち、次	百分の百二十二・五	百分の百三十七・五

<p>に掲げる職員以外のもの</p> <p>給料規程別表第一交通局企業職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級若しくは給料規程別表第二交通局企業職員給料表(二)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「企(一)四級等職員」という。)</p> <p>又は給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)以外の給料表の適用を受ける職員のうち企(一)四級等職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して局長が定めるもの</p>	<p>百分の百二・五</p>	<p>百分の百十七・五</p>
<p>給料規程別表第一交通局企業職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級若しくは給料規程別表第二交通局企業職員給料表(二)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級若しくは給料規程別表第二の二交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級である職員(以下この条において「企(一)五級等職員」という。)</p> <p>又は給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)以外の給料表の適用を受ける職員のうち企(一)五級等職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して局長が定めるもの</p>	<p>百分の九十二・五</p>	<p>百分の百七・五</p>

「給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受ける職員(以下「企(七)の適用を受ける職員」という。)

百分の六十二・五 百分の七十七・五

別表第一 一の部交通局企業職員給料表(一)の項中「課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれら」を「課長代理の職又はこれ」に、「主任又はこれに準ずる」を「主任の」に改め、同部交通局企業職員給料表(二)の項を次のように改める。

<p>交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)</p>	職務の級が六級である職員	百分の二十
	職務の級が五級である職員	百分の十五
	職務の級が四級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が三級である職員	百分の三

別表第一 一の部交通局企業職員給料表(三)又は交通局企業職員給料表(三)の二の項を削り、同部交通局企業職員給料表(六)の項中「課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれら」を「課長代理の職又はこれ」に、「主任若しくはこれに準ずる職又はこれら」を「主任の職又はこれ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規定による改正後の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)

別表第一 一の部の規定にかかわらず、平成二十八年度に支給する勤末手当に限り、平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日に



において、改正前の東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和三十四年交通局規程第九号）別表第三又は別表第三の二、三級の項に規定する担任技能長の職にあつた職員に係る当該年度における加算割合は、「百分の六」とする。

3 改正後の規程別表第一 一の部の規定にかかわらず、切替日の前日において、東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十八年交通局規程第五十四号。以下「給料等一部改正規程」という。）による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別表第二に掲げる交通局企業職員給料表の一級の適用を受けていた職員（切替日に東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程第八条第一項に規定する昇格をした職員を除く。）及び別に定めるこれに準ずる職員に係る加算割合は、平成二十八年六月及び同年十二月の支給にあつては「百分の一」、平成二十九年六月及び同年十二月の支給にあつては「百分の二」とする。

4 給料等一部改正規程附則第十項及び第十一項の規定により給料を支給される職員に関する改正後の規程第三条第三項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と給料等一部改正規程附則第十項及び第十一項の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

●交通局規程第五十八号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「四級である職員（以下「企(二)四級職員」を「五級である職員（以下「企(二)五級職員」という。）若しくは給料規程別表第二の二交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員（以下「企(二)五級職員」に、「企(二)四級職員」を「企(二)五級職員若しくは企(二)五級職

員」に、「企(二)四級等職員」を「企(二)五級等職員」に、「（以下「企(一)五級職員」を「給料規程別表第二交通局企業職員給料表(二)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級である職員（以下「企(二)六級職員」という。）若しくは給料規程別表第二の二交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級である職員（以下「企(二)の二 六級職員」に改め、「うち企(一)五級職員」の下に、「企(二)六級職員又は企(二)の二 六級職員」を加え、同項第三号中「企(二)四級等職員」を「企(二)五級等職員」に改める。

第四条の三第一項第一号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の八千四百四十」に、「一万分の一万七百十六」を「一万分の一万五百八十一」に改め、同項第三号中「企(二)四級等職員（以下「企(一)及び企(二)四級等職員」を「企(二)五級等職員（以下「企(一)四級及び企(二)五級等職員」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第四号中「一万分の八千三百三十一」を「一万分の七千五百六十五」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万三千」に改め、同号の表交通局企業職員給料表(一)の項中「準ずる」を「相当する」に改め、同号の表交通局企業職員給料表(二)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(一)及び交通局企業職員給料表(二)の二	職務の級が四級である職員であつて初任給等規程別表第二 四級の項若しくは別表第二の二 四級の項に規定する課長代理の職又はこれに相当する職にあるもの
--------------------------------	--

第四条の三第一項第四号の表交通局企業職員給料表(三)又は交通局企業職員給料表(三)の二の項を削り、同表交通局企業職員給料表(六)の項中「準ずる」を「相当する」に改める。第四条の三第一項第五号中「一万分の八千三百十九」を「一万分の七千七百三十五」に改め、同項第六号中「企(一)及び企(二)四級等職員」を「企(一)四級及び企(二)五級等職員」に、「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千四百五十」に改め、同項第七号中「一万分の三千八百五十四」を「一万分の三千五百六十」に改め、同項第八号中「一万分の三千九百四十八」を「一万分の三千六百四十」に、「一万分の五千」を「一万分の四千五百」に改める。  
別表第一 一の部交通局企業職員給料表(一)の項中「課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれら」を「課長代理の職又はこれ」に、「主任又はこれに準ずる」を「主任

又はこれに相当する」に改め、同部交通局企業職員給料表(二)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)	職務の級が六級である職員	百分の二十
	職務の級が五級である職員	百分の十五
	職務の級が四級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が三級である職員	
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第二又は別表第二の二、二級の項に規定するグループリーダー又はこれに相当する職にあるもの	百分の三

別表第一 一の部交通局企業職員給料表(三)又は交通局企業職員給料表(三)の二の項を削り、同部交通局企業職員給料表(六)の項中「課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれら」を「課長代理の職又はこれ」に、「主任若しくはこれに準ずる職又はこれら」を「主任又はこれ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規定による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第一 一の部の規定にかかわらず、平成二十八年度に支給する勤勉手当に限り、平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において、改正前の東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和三十四年交通局規程第九号)別表第三又は別表第三の二、三級の項に規定する担任技能長の職にあつた職員に係る当該年度における加算割合は、「百分の六」とする。

3 改正後の規程別表第一 一の部の規定にかかわらず、切替日の前日において、東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程(平成二十八年交通局

規程第五十四号。以下「給料等一部改正規程」という。)による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別表第二に掲げる交通局企業職員給料表の一級の適用を受けていた職員(切替日に東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程第八号第一項に規定する昇格をした職員を除く。)及び別に定めるこれに準ずる職員に係る加算割合は、平成二十八年六月及び同年十二月の支給にあつては「百分の一」、平成二十九年六月及び同年十二月の支給にあつては「百分の二」とする。

4 給料等一部改正規程附則第十項及び第十一項の規定により給料を支給される職員に関する改正後の規程第三条第二項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と給料等一部改正規程附則第十項及び第十一項の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

●交通局規程第五十九号

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁  
東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程(平成十四年交通局規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「駅務管理所」を「駅務管区」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第六十号

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁  
東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員制服規程(昭和三十八年交通局規程第九十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条第一項中「貸与期間満了前において、」を削る。

別表一の部職員部に属する職員の項中「計画係」を「計画担当」に、半袖上衣

「二年 三着」を

「半袖上衣 二年 四着」に改め、同部資産運用部に属する職員の項中

「管財係」を削り、「夏作業服 三年」を

「夏作業服 二年」に改め、同部電車部に属する職員の款イの項中「半

袖上衣 二年 三着」を

「半袖上衣 二年 四着」に、同項摘要の欄中「駅務管理所」を「駅務管

区」に改め、同部自動車部に属する職員の款イの項中「(管理係及び運輸係)を(管

理担当及び運輸担当)に、「管理係及び運輸係に勤務」を「管理担当及び運輸担当の業

務に従事」に、「半袖上衣 二年 三着」を

「半袖上衣 二年 四着」に、「夏作業服 三年」を

「夏作業服 二年」に改め、同項摘要の欄中「夏作業服」を削り、同款

ウの項中「車両係」を「車両担当」に、「夏作業服 三年」を

「夏作業服 二年」に改め、同項摘要の欄中「夏作業服」を削り、同部

車両電気部に属する職員の款イの項中「夏作業服 三年」を

「夏作業服 二年」に改め、同項摘要の欄中「夏作業服」を削り、同部

建設工務部に属する職員の款イの項中「夏作業服 三年」を

「夏作業服 二年」に改め、同項摘要の欄中「夏作業服」を削り、「工

務事務所」の下に「及び地下鉄改良工事務所」を加える。

別表一の部備考第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号ただし書を削り、同部備

考第十一号中「駅務管理所(」を「駅務管区(」に、「次の駅務管理所」を「次の駅務

管区」に、「すべて」を「全て」に、「五反田駅務管理所」を「大門駅務管区」に、

「巣鴨駅務管理所」を「巣鴨駅務管区」に、「馬喰駅務管理所」を「馬喰駅務管区」に

改め、同部備考第十二号を次のように改める。

十二 電車部に属する職員の帽子の帯章については、電車部長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の東京都交通局職員制服規程の規

定により貸与されている制服については、この規程による改正後の東京都交通局職員

制服規程の規定により貸与されているものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成二十六年以前に貸与した夏作業服の貸与期間につ

●交通局規程第六十一号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十一年交通局規程第二十七

号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第三項中「又はト」を「、ト又はチ」に改める。  
 付則の次に次の一条を加える。

第十九条 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程(平成二十八年交通局規程第五十四号) 附則第十項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同項の規定による差額に相当する額等との合計額とする。

別表ト中「平成二十七年四月一日以後の」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の」に改め、同表トの表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同項第二号中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、「以後適用されている」を「から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、同表第二号区分の項中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第三号区分の項中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第四号区分の項中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第五号区分の項中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第六号区分の項中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表指定一号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

チ 平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分	<p>一 平成二十八年四月一日以後適用されている東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(以下「平成二十八年四月以後の給料規程」という。)の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であったもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員の給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であった平成二十八年四月一日以後適用されている東京都交通局企業職員の</p>
-------	---

第二号区分	<p>初任給、昇格及び昇給等に関する規程(以下「平成二十八年四月以後の初任給等規程」という。)の交通局企業職員給料表(二)等級別基準職務表六級の項に規定する部長の職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員の給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)の等級別基準職務表六級の項に規定する部長の職務にあつたもの</p> <p>四 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(四)等級別基準職務表三級の項に規定する職務にあつたもの</p> <p>五 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の交通局企業職員給料表(八)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第三条の二第三項の適用を受けていた者</p>
第三号区分	<p>一 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(一)等級別基準職務表四級の項に規定する課長の職務にあつたもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)等級別基準職務表五級の項に規定する課長の職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)の等級別基準職務表五級の項に規定する課長の職務にあつたもの</p> <p>四 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第一号区分の項第四号に該当するものを除く。)</p> <p>五 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>六 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の交通局企業職員給料表(八)の四号給以下の給料月額を受けていた者</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p>

<p>第四号区分</p>	<p>適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(一)等級別基準職務表三級の項に規定する課長代理の職務にあつたものうち、統括課長代理</p> <p>三 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの(第二号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)等級別基準職務表四級の項に規定する課長代理の職務にあつたものうち、統括課長代理</p> <p>五 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの(第二号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p> <p>六 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)の等級別基準職務表四級の項に規定する課長代理の職務にあつたものうち、統括課長代理</p> <p>七 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(六)等級別基準職務表三級の項に規定する課長代理の職務にあつたものうち、統括課長代理</p>
<p>第五号区分</p>	<p>四 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて別に定めるもの</p> <p>五 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(六)等級別基準職務表三級の項に規定する課長代理の職務にあつたもの(第三号区分の項第七号に該当するものを除く。)</p>
<p>第五号区分</p>	<p>一 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第二号及び第四号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(一)等級別基準職務表二級の項に規定する主任の職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)等級別基準職務表三級の項に規定する助役の職務にあつたもの</p> <p>五 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)等級別基準職務表二級の項に規定するグループリーダーの職務にあつたもの</p> <p>六 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第六号及び第四号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p> <p>七 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)の等級別基準職務表三級の項に規定する助役の職務にあつたもの</p> <p>八 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて</p>

第六号区分	<p>一 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第五号に該当するものを除く。)</p> <p>三 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第八号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十八年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第十号に該当するものを除く。)</p>
指定一号区	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定二号区	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定三号区	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定四号区	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定五号区	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p>

指定六号区	<p>又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
分	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定七号区	<p>平成二十八年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規定による改正後の東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表トの表第四号区分の項第三号又は第四号に該当する者のうち担任技能長の職にあつたものに係る平成二十八年度における改正後の規程第五条に規定する職員の区分に応じて定める点数は、同条の規定にかかわらず、二十点とする。

●交通局規程第六十二号

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程  
東京都交通局公印規程(昭和二十七年交通局規程第二十号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の欄中「**強**」を「**強**」に改める。  
附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局印刷物取扱規程(昭和二十九年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「広報サービス課長」を「サービス推進課長」に改める。

別表備考に次の一号を加える。

- 八 作成目的に照らして、この表により難しいものは、適当に定めることができること。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程

東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四十三年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記附則第一号様式及び第一号様式中

電話	を	事務担当者	氏名	電話	事務担当者	氏名	事務担当者	氏名	事務担当者	氏名

に改める。

別記第二号様式中「所属部」を「所属部課」に、

事務担当者	氏名	事務担当者	氏名

める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程別記附則第一号様式、第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十五号

東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局印刷物取扱規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次の一号を加える。

- 十 作成目的等に照らして、この表により難しいものは、適当に定めることができること。

別記第一号様式中「添」を削る。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局印刷物取扱規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

名	電話	を	事務担当者	氏名	電話	に改

●東京都下水道局管理規程第二十六号

東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

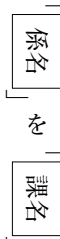
平成二十八年三月三十日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四十三年東京都下水道局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

別記附則第一号様式、第一号様式及び第二号様式中



に改め

る。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程別記附則第一号様式、第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第二十七号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都下水道局長 石原清次

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程(昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「〇・七パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一筒月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

